

春日井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年春日井市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）によるものとする。

3 前2項に掲げる文書の提出の方法は、書面、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、訂正前の内容を明らかにしておかなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中に行うことができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を指定した場合、これを公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱うこととし、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第3号様式)によるものとする。

- 2 前項に掲げる文書の提出の方法は、書面、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、春日井市の休日を定める条例(平成2年春日井市条例第18号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その直後の休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市議会議長

春日井市議会議員

請負状況等報告書

春日井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

請負の有無 有・無

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	前会計年度に支払 を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第 2 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市議会議長

春日井市議会議員

訂正届

春日井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第 3 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市議会議長

氏名

住所又は居所

電話番号 ()

複写申込書

春日井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次の項目について写しの交付を請求します。

写しの交付を求める項目

議員名	報告又は訂正	会計年度